

長野県いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうる。また、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。そのため、いじめを受けた子ども、いじめた子どもだけでなく、観衆としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなっている。

長野県では、子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携していじめ問題に取り組む。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

◇いじめ防止等の対策の目指す方向

未然防止：児童生徒が、自他ともに尊重し、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心・安全な環境づくりに努める。

児童生徒の自己有用感を培い、自己肯定感を高める。

早期発見：児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整える。

いじめへの対応：いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、地域その他の関係者が連携して支援・指導を行う。

◇いじめの背景

いじめには様々な要因によるストレスが背景となっている。

- ・児童生徒間の人間関係や教師との信頼関係が築けない。
- ・授業をはじめとする教育活動で、児童生徒が満足感や達成感を十分味わえていない。（学校）
- ・基本的な生活習慣の形成不足。 ・ふれあいや心の通い合う場面の減少。
- ・相手を思いやる気持ちや規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・人間関係の希薄化、異年齢交流や社会活動への参加の減少により、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・情報端末機器の所持率の増加、低年齢化によるトラブルの多発。（地域や社会）

◇見えにくいいじめを積極的に認知

いじめは大人の目に見えにくい。また、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとエスカレートすることもある」と経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えない場合もある。そのため、気づかずに見逃したり、ささいなことと見過ごしたりしないように、「いじめ防止対策推進法」の定義をもとに、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけ、いじめの可能性のある事案を認知の対象とすることが必要である。

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《「いじめ防止対策推進法」第2条》

◇いじめ防止等に関する基本的な考え方

未然防止	早期発見	いじめへの対応
いじめの起きにくい学校づくり	ささいな変化や兆候も見逃さない	一人で抱え込まず、速やかに組織的対応
学 校		
<ul style="list-style-type: none"> いじめは絶対に許さないことや命の尊さを理解させる。 自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。 規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。 ささいなトラブルも人間関係づくりをする機会ととらえて指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを見逃さず、積極的に認知する。 児童生徒・保護者との信頼関係を構築する。 児童生徒が自ら相談する大切さに気づけるようにする。 定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、校内外の相談窓口の周知等の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応マニュアルの充実を図る。 児童生徒への指導・支援の方針の共通理解。 心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等 関係機関との適切な連携。
保 護 者 や 地 域 、 関 係 機 関 等		
<ul style="list-style-type: none"> 学校の取組を理解し、協力。 家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、かかわる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携した指導・支援の理解と協力。

二 いじめの防止等のための対策

◇いじめ防止基本方針・いじめ防止等のための組織

	県	市 町 村	学 校	家庭、地域、関係機関・団体
いじめ防止基本方針	『長野県いじめ防止等のための基本的な方針』策定	『地方いじめ防止基本方針』策定	『学校いじめ防止基本方針』策定	『いじめ防止基本方針』の策定や見直しへの参画
組 織	『長野県いじめ問題対策連絡協議会』			
	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握 県や学校、関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解、新たな取組の計画策定や評価 新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方 			
		『いじめ問題対策連絡協議会』設置の検討	『いじめ防止のための組織』を中核としたいじめ防止等の取組	

◇いじめ防止等のための取組

	県の取組	市町村の取組	学校の取組	学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携した取組
未然防止	<p>ア 学校の教育活動充実の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育、道徳教育、体験学習の充実、児童生徒の自主的活動支援 ・教育活動充実のための人的支援、教員が児童生徒と向き合う時間の確保 <p>イ 広報・啓発活動</p> <p>ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備</p>		<p>ア いじめの起きにくい学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の授業の充実 ・児童生徒が主体的に取り組む活動 ・体験活動 ・職員研修 <p>イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知</p> <p>ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用</p>	<p>○ 学校がいじめ防止等のための取組との連携・協力</p> <p>○ 保護者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育 ・学校の教育方針の理解と協力、コミュニケーション <p>○ 地域におけるいじめ防止等の取組と連携</p>
早期発見といじめへの対応	<p>ア 学校の早期発見・早期対応の取組への支援助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上の諸問題の把握 <p>イ 相談体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を受け付ける窓口の整備 <p>ウ 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置</p> <p>エ いじめへの対応の体制整備</p>	<p>児童生徒の支援のための弾力的な対応の検討</p>	<p>ア 日常活動を通じた早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と共に過ごし、信頼関係の構築 ・教職員の情報共有 <p>イ 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自ら安心して相談できる工夫 <p>ウ アンケート・チェックリストの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者、教職員による重層的なチェック <p>○ いじめ対応マニュアルの充実</p> <p>○ 組織的対応の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連携、協力した児童生徒へのきめ細かな支援・指導の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校とPTA活動、公民館活動、青少年健全育成事業、児童センターとの連携 ・地域人材の学校教育活動への参画 <p>○ 関係機関・関係団体と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と関係機関との日常的な連携 ・スクールサポーター、外部専門家、民間団体の活用
	<p>○ ネット上のいじめへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル整備 ・情報モラル教育の推進 ・保護者への啓発 ・家庭での情報端末機器の使用ルールづくり <p>○ 学校の教育活動や学校運営に保護者や地域が参画する機会の促進</p> <p>○ 地域に開かれた学校づくりの推進 (いじめ防止基本方針の周知、学校評価でのいじめ問題の適切な扱い)</p>			
重大事態発生時の対応	<p>重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、児童生徒の心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。</p> <pre> graph TD A["【学校の設置者(教育委員会)】"] -- "・事案発生(報告)" --> B["【学校】"] B -- "・報告(事案発生・調査結果)" --> A B -- "・事案発生(報告)" --> C["【地方公共団体の長等】"] C -- "・必要な場合、再調査" --> A B -- "・関係児童生徒保護者への連絡・連携" --> D["保護者"] D -- "・関係児童生徒保護者への連絡・連携" --> B B -- "・必要に応じた関係機関等への連絡・連携" --> E["警察・医療等関係機関"] E -- "・必要に応じた関係機関等への連絡・連携" --> B </pre> <p>【学校の設置者(教育委員会)】 ← 事案発生(報告) 【学校】</p> <p>・報告(事案発生・調査結果)</p> <p>・事実関係を明確にする調査</p> <p>【地方公共団体の長等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合、再調査 ・学校への支援 ・調査結果を踏まえた措置 <p>・関係児童生徒保護者への連絡・連携</p> <p>保護者</p> <p>・必要に応じた関係機関等への連絡・連携</p> <p>警察・医療等関係機関</p> <p>○児童生徒の安全確保、事実確認・初期対応</p> <p>○児童生徒への継続した支援・指導</p>			

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 県は市町村や設置する学校の、市町村は設置する学校の「いじめ防止基本方針」の策定状況を確認する。
- 国の基本方針の見直し状況、県内のいじめの状況を勘案し、本方針の見直しを行う。